

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年二月二八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―二四―一九

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
(削る)	<p>(事後の確認)</p> <p>第二十一条 各庁の長は、現に通勤手当の支給を</p>

(雑則)

第二十一条

(略)

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

受けている職員について、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を实地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(雑則)

第二十二条

(略)